

市第 128 号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める。

第 4 条第 3 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

第14条の見出し中「港湾緑地」を「港湾環境整備施設」に改め、同条第 1 項中「市長が告示する港湾緑地（法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する緑地をいう）」を「港湾環境整備施設（市長が告示するものに限る）」に、「当該港湾緑地」を「当該港湾環境整備施設」に、「、及び」を「、又は」に改め、同条第 2 項中「及び」を「若しくは」に、「当該港湾緑地」を「当該港湾環境整備施設」に改める。

第16条第 1 項中「第 8 条の」の次に「承認を受けて設けられた」を、「第14条第 1 項の」の次に「許可を受けて設置された」を加える。

第18条に次の 1 項を加える。

4 第 4 条第 1 項の規定により岸壁の使用の許可（規則で定める旅

客船に係るものに限る。)を受けた者が併せて旅客受入設備を使用する場合は、第 1 項の使用料のほか、入港時及び出港時におけるそれぞれの旅客の数に 700 円（日本籍船にあつては 200 円）を乗じて得た額を合計した額の使用料を納付しなければならない。

第 6 章の章名中「港湾運営会社」を「港湾運営会社等」に改める

。

第 30 条第 2 項中「第 29 条」を「前条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和 56 年法律第 28 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が指定した法人（以下「指定会社」という。）に貸し付ける場合について準用する。この場合において、第 1 項中「法第 43 条の 11 第 1 項に規定する埠頭群を構成する港湾施設」とあるのは「港湾施設」と、「法第 55 条第 4 項の規定により港湾運営会社（法第 43 条の 11 第 12 項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。））」とあるのは「地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により指定会社」と、前項中「港湾運営会社」とあるのは「指定会社」と読み替えるものとする。

第 31 条第 1 項中「前条第 1 項」の次に「（同条第 3 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 32 条中「第 30 条第 1 項」の次に「（同条第 3 項において準用する場合を含む。）」を加える。

第 35 条第 2 項第 3 号中「港湾緑地」を「港湾環境整備施設」に改める。

別表第 1 第 1 号ア(ア)の表中

「

内国航路定期客船	係留 1 回につき12時間まで ごとに総トン数 1 トンまで ごとに	6 円70銭
小型油槽船（小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。）	係留 1 回につき24時間まで ごとに総トン数 1 トンまで ごとに	3 円
その他の船舶	1 回の係留時間が12時間ま での場合は、総トン数 1 ト ンまでごとに	10円 5 銭
	1 回の係留時間が12時間を 超える場合	係留12時間までの使用 料に超過時間12時間ま でごとに総トン数 1 ト ンまでごとに 6 円70銭 を加算した額

」

を

「

内国航路定期客船	係留 1 回につき12時間まで ごとに総トン数 1 トンごと に	6 円70銭	
小型油槽船（小型油 槽船係留施設に係留 する場合に限る。）	係留 1 回につき24時間まで ごとに総トン数 1 トンごと に	3 円	
総トン数500トン未満 のプレジャーボート （プレジャーボート の係留施設として市長が告示する岸壁に 係留する場合に限る 。）	1 回の使用につき	全長12メー トル未満	4, 000円
		全長12メー トル以上	8, 000円
専用使用に供する係 留施設として市長が 告示する岸壁（引き			

船に係るものを除く。 。)を専用使用の使用許可を受けて使用する船舶	総トン数1トンごとに1月	502円
その他の船舶	1回の係留時間が12時間までの場合は、総トン数1トンごとに	10円5銭
	1回の係留時間が12時間を超える場合	係留12時間までの使用料に超過時間12時間までごとに総トン数1トンごとに6円70銭を加算した額

」

に、「係留施設として」を「引き船の係留施設として」に改め、同号ア(ア)備考に次のように加える。

3 「プレジャーボート」とは、海洋において行うスポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶（これらを業として行う者が運航するものを除く。）をいう。

4 「1回の使用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において離岸せず連続して係留することをいい、当該係留が当該係留を開始した日の午後12時を経過する場合は、当該日及びその翌日以後の各日の係留をそれぞれ「1回の使用」とする。

別表第1第1号ア(イ)の表中

「

区 分	単 位	使 用 料
	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1ト	11円15銭

船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	ンまでごとに	
	1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トンまでごとに	13円40銭

を

「

区 分		単 位	使 用 料	
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	総トン数500トン未満のプレジャーボート（プレジャーボートの係留施設として市長が告示する物揚場に係留する場合に限る。）	1回の使用につき	全長12メートル未満	4,000円
			全長12メートル以上	8,000円
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	その他の船舶	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トンごとに	11円15銭	
		1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トンごとに	13円40銭	

に改め、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える

。

- 2 「プレジャーボート」及び「1回の使用」の意義は、(7)の表備考3及び4に定めるところによる。

別表第 1 第 3 号中エをオとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 使用料の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に 1 トン未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り捨てて行うものとする。

別表第 4 第 1 号アの表中「1 トンまでごと」を「1 トンごと」に改め、同号イ(ア)の表中

「

1 平方メートルにつき 1 月	3,000円
--------------------	--------

」

を

「

1 平方メートルにつき 1 月	5,000円
--------------------	--------

」

に改め、同号ウ(ア)中表の部分を次のように改める。

区 分		単 位	利用料金	
			大 人	子 供
	横浜みなと博物館	1 人 1 回につ き	500円	200円
	帆船日本丸		400円	200円
	資料閲覧室のみを利用する場 合		100円	
	保管され、又は展示されてい る資料等について、学術研究 等のため、撮影、模写等をす る場合	1 点につき 1 日	2,000円	

展示施設	特別展示室（不特定多数の者が参加する催物等に利用する場合に限る。）	入場料その他これに類するものを当該催物等に参加する者から徴収する場合	1日につき	42,000円
		入場料その他これに類するものを当該催物等に参加する者から徴収しない場合		10,500円
	特別展示室（特定の者が参加する会合に利用する場合に限る。）		1時間までごとに	6,600円
緑地 研修施設	第1会議室	昼間	1時間までごとに	3,200円
		夜間		3,800円
	第2会議室	昼間		1,500円
		夜間		1,800円
	第3会議室	昼間		2,700円
		夜間		3,200円
	小会議室	昼間		1,700円
		夜間		2,000円
	プレゼンテーションルーム	昼間		7,100円
		夜間		8,600円
多目的室（事務所として利用する場合を除く。）	昼間	1時間までごとに	1,700円	
	夜間		2,000円	
多目的室（事務所として利用する場合に限る。）			3,000円	
店舗		1平方メートル	3,160円	

	タワー棟	ルにつき 1 月	3,300円
	多目的スペース		1,500円
緑地附 帯駐車 場	乗合自動車	1 台 1 回につ き 1 時間まで ごとに	2,000円
	乗合自動車以外の四輪自動車		500円
			1 台につき 1 月

別表第 4 第 1 号ウ(ア)の表備考 2 中「常設展示室、特別展示室又は資料閲覧室」を「横浜みなと博物館又は帆船日本丸」に改め、同表備考 3 中「常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室」を「横浜みなと博物館」に改め、別表第 4 第 2 号の表中

「

催事又は 集会の開 催その他 これに類 する行為	入場料そ の他これ に類する ものを当 該催事、 集会等に 参加する 者から徴 収する場 合	別表第 3 大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設	1 平方メートルにつ き 1 日	60 円
		別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設		20 円
	入場料そ の他これ に類する ものを当 該催事、 集会等に 参加する 者から徴 収しない 場合	別表第 3 大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設		15 円
		別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設		10 円

を

「

催事又は集会（主として飲食物の提供をする場合を除く。）の開催その他これに類する行為	入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に参加する者から徴収する場合	別表第 3 大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設	1 平方メートルにつき 1 日	60 円
		別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設		20 円
	入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に参加する者から徴収しない場合	別表第 3 大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設		15 円
		別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設		10 円
催事又は集会（主として飲食物の提供をする場合に限る。）の開催その他これに類する行為	別表第 3 日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設			160 円

」

に改め、別表第 4 第 3 号中エをオとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 利用料金の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に 1 トン未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り捨てて行うものとする。

別表第 6 第 1 号の表以外の部分中「貸付料」を「港湾運営会社に貸し付ける場合の貸付料」に改め、同号の表係留施設の項を削り、別表第 6 中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定会社に貸し付ける場合の貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
係留施設	岸壁（自動車ターミナル用地と一体として使用するものに限る。）	1 月につき	3,390,000円
荷さばき施設	自動車ターミナル用地	1 平方メートルにつき 1 月	70円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条に 1 項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第 4 第 1 号イ(ア)及びウ(ア)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の使用許可の要件として感染症に関する事項を明示するとともに、港湾環境整備施設における施設の設置又は管理の許可に係る規定及び自動車ターミナル用地等の貸付けに係る規定を整備する等のため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する

。

参 考

横浜市港湾施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 港湾運営会社等への貸付け（第 30 条—第 33 条）
港湾運営会社

（第 7 章、第 8 章及び附則省略）

（使用許可）

第 4 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 市長は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、第 1 項の許可をしないものとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

(5) （本文省略）
(4)

（港湾環境整備施設における設置等許可）
港湾緑地

第 14 条 市以外の者が、港湾環境整備施設（市長が告示するものに限る）。以下この条及び第 35 条第 2 項第 9 号の 3 に規定する緑地をいう。に、当該港湾環境整備施設の機能の増進に資する施設を設置し、又は管理しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の施設が、市が自ら設置し、若しくは管理することが不適當若しくは困難な場合又は市以外の者が設置し、若しくは管理することで当該港湾環境整備施設の機能の効率的な増進に資すると認められる場合に、同項の許可をすることができる。

(第 3 項省略)

(占用許可)

第 16 条 港湾施設に工作物その他の物件又は施設（第 8 条の承認を
受けて設けられた工作物その他の設備及び第 14 条第 1 項の許可を
受けて設置された施設を除く。）を設置することにより、当該港
湾施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければなら
ない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とす
る。

(第 2 項省略)

(使用料等)

第 18 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 第 4 条第 1 項の規定により岸壁の使用の許可（規則で定める旅
客船に係るものに限る。）を受けた者が併せて旅客受入設備を使
用する場合は、第 1 項の使用料のほか、入港時及び出港時におけ
るそれぞれの旅客の数に 700 円（日本籍船にあっては 200 円）を
乗じて得た額を合計した額の使用料を納付しなければならない。

第 6 章 港湾運営会社等への貸付け
港湾運営会社

(貸付け)

第 30 条 (第 1 項省略)

2 前項の規定により貸し付けられる港湾施設の使用に関し必要な
事項については、同項及び次条から第 33 条までに定めるもののほ
か、港湾運営会社と締結する当該港湾施設に係る貸付契約におい
て定めるものとし、第 5 条から第 10 条まで及び第 26 条から前条
第 29 条
までの規定は、適用しない。

3 前 2 項の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管

理運営に関する法律（昭和 56 年法律第 28 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が指定した法人（以下「指定会社」という。）に貸し付ける場合について準用する。この場合において、第 1 項中「法第 43 条の 11 第 1 項に規定する埠頭群を構成する港湾施設」とあるのは「港湾施設」と、「法第 55 条第 4 項の規定により港湾運営会社（法第 43 条の 11 第 12 項に規定する港湾運営会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 1 号の規定により指定会社」と、前項中「港湾運営会社」とあるのは「指定会社」と読み替えるものとする。

（貸付期間）

第 31 条 前条第 1 項 （同条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定による貸付けの期間は、10 年以内とする。

（第 2 項省略）

（貸付料）

第 32 条 第 30 条第 1 項 （同条第 3 項において準用する場合を含む。）

）の規定により、港湾施設の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、別表第 6 に定める額の貸付料を支払わなければならない。ただし、市長は、横浜港の国際競争力を強化するために特に必要があると認める場合は、同表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額を下限の額として同表に定める額の範囲内で規則で定める額に当該貸付料を減額することができる。

第 35 条 （第 1 項省略）

2 次のいずれかに該当する者は、10,000 円以下の過料に処する。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 第 14 条第 1 項の許可を受けないで 港湾環境整備施設 に施設を 港湾緑地

設置し、又は管理した者

(第 4 号から第 7 号まで省略)

別表第 1 (第 4 条第 1 項、第 12 条、第 18 条第 1 項、第 35 条第 2 項第 2 号)

(1) 第 4 条第 1 項の許可に係る使用料

ア 係留施設

(7) 岸壁

区 分		単 位	使 用 料	
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	内国航路定期客船	係留 1 回につき 12 時間まで ごとに総トン数 1 トン <u>ごと</u> まで <u>ごと</u> に ごと	6 円 70 銭	
	小型油槽船（小型油槽船係留施設に係留する場合に限る。）	係留 1 回につき 24 時間まで ごとに総トン数 1 トン <u>ごと</u> まで <u>ごと</u> に ごと	3 円	
	総トン数 500 トン未満 のプレジャーボート (プレジャーボートの係留施設として市長が告示する岸壁に係留する場合に限る。)	<u>1 回の使用につき</u>	全長 12 メートル未満	<u>4,000 円</u>
	全長 12 メートル以上		<u>8,000 円</u>	
専用使用に供する係留施設として市長が告示する岸壁（引き船に係るものを除く）	<u>総トン数 1 トンごとに 1 月</u>	<u>502 円</u>		

	。)を専用使用の使 用許可を受けて使用 する船舶		
その他の船舶	1回の係留時間が12時間ま での場合は、総トン数1ト ンごと____に までごと		10円5銭
	1回の係留時間が12時間を 超える場合	係留12時間までの使用 料に超過時間12時間ま でごとに総トン数1ト ンごと____に6円70銭 までごと を加算した額	
(省 略)			
引き船 (引き船の係留施設として 係留施設として 市長が告示する岸壁又は引き船係 留施設に係留する場合に限る。)	1隻につき1月		72,000円

(備考)

(1及び2省略)

3 「プレジャーボート」とは、海洋において行うスポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶（これらを業として行う者が運航するものを除く。）をいう。

4 「1回の使用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において離岸せず連続して係留することをいい、当該係留が当該係留を開始した日の午後12時を経過する場合は、当該日及びその翌日以後の各日の係留をそれぞれ「1回の使用」とする。

(イ) 物揚場

区 分		単 位	使 用 料	
船舶（主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。）	<u>総トン数500トン未満のプレジャーボート（プレジャーボートの係留施設として市長が告示する物揚場に係留する場合に限る。）</u>	<u>1回の使用につき</u>	<u>全長12メートル未満</u>	<u>4,000円</u>
			<u>全長12メートル以上</u>	<u>8,000円</u>
	<u>その他の船舶</u>	1回の係留時間が2時間までの場合は、総トン数1トン <u>ごと</u> に <u>までごと</u>		11円15銭
		1回の係留時間が2時間を超える場合は、係留24時間までごとに総トン数1トン <u>ごと</u> に <u>までごと</u>		13円40銭
(省 略)				

(備考)

1 (本文省略)2 「プレジャーボート」及び「1回の使用」の意義は、(ア)の表備考3及び4に定めるところによる。

(イからクまで及び第2号省略)

(3) 使用料の端数計算等

(ア省略)

イ 使用料の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に1トン

未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り捨てて行うものとする。

ウ (本文省略)

エ ウ ア から ウ まで の計算により 1 件又は 1 口 500 円未満の場合の使用料の額は、500 円とする。ただし、第 1 号エの表に定める港湾環境整備施設の緑地附帯駐車場の使用料については、この限りでない。

オ (本文省略)

別表第 4 (第 4 条第 1 項、第 7 条第 3 号、第 12 条、第 24 条第 2 項、第 35 条第 2 項第 2 号)

(1) 第 4 条第 1 項の許可に係る利用料金

ア 係留施設

区 分	単 位	利用料金
(省 略)		
その他の船舶 (主として京浜港内で活動するはしけ、引き船その他の市長が港湾の管理及び運営に必要と認める船舶を除く。)	1 回の係留時間が 12 時間までの場合は、総トン数 $\frac{1 \text{ トンごと}}{1 \text{ トンまでごと}}$ に	10 円 5 銭
	1 回の係留時間が 12 時間を超える場合	係留 12 時間までの利用料金に超過時間 12 時間までごとに総トン数 $\frac{1}{1}$ $\frac{1 \text{ トンごと}}{1 \text{ トンまでごと}}$ に 6 円 70 銭を加算した額

イ 旅客施設

(ア) 大さん橋国際客船ターミナル

		利用料金
--	--	------

区 分		単 位	平日	日曜日、 土曜日及 び休日
旅客施 設	(省 略)			
	事務室又は店舗（自動販売 機の設置場所を含む。）	1 平方メートルにつき 1 月		5,000円 3,000円
(省 略)				

(備考及び(イ)省略)

ウ 港湾環境整備施設

(ア) 日本丸メモリアルパーク

区 分		単 位	利用料金		
			大 人	子 供	
展示施 設	横浜みなと博物館	1 人 1 回につ き	500円	200円	
	帆船日本丸		400円	200円	
	資料閲覧室のみを利用する場 合		100円		
	保管され、又は展示されてい る資料等について、学術研究 等のため、撮影、模写等をする 場合		1 点につき 1 日	2,000円	
	特別展示 室（不特 定多数の 者が参加 する催物 等に利用 する場合 に限る。 ）	入場料その他こ れに類するもの を当該催物等に 参加する者から 徴収する場合	1 日につき	42,000円	
	入場料その他こ れに類するもの を当該催物等に 参加する者から 徴収しない場合	10,500円			

緑地	特別展示室（特定の者が参加する会合に利用する場合に限る。）		1 時間までごとに	6,600円
	研修施設	第 1 会議室	昼間	3,200円
			夜間	3,800円
		第 2 会議室	昼間	1,500円
			夜間	1,800円
		第 3 会議室	昼間	2,700円
			夜間	3,200円
		小会議室	昼間	1,700円
			夜間	2,000円
		プレゼンテーションルーム	昼間	7,100円
			夜間	8,600円
		多目的室（事務所として利用する場合を除く。）	昼間	1,700円
			夜間	2,000円
	多目的室（事務所として利用する場合に限る。）		1 平方メートルにつき 1 月	3,000円
	店舗			3,160円
	タワー棟			3,300円
	多目的スペース			1,500円
緑地附帯駐車場	乗合自動車		1 台 1 回につき 1 時間までごとに	2,000円
	乗合自動車以外の四輪自動車		1 台につき 1 月	500円
				30,000円

区 分		単 位	利用料金		
			大 人	子 供	
緑地	展示施設	常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室を利用する場合	1人1回につき	600円	300円
		資料閲覧室のみを利用する場合		100円	
		保管され、又は展示されている資料等について、学術研究等のため、撮影、模写等をする場合	1点につき1日	2,000円	
		特別展示室を会合、催物等に利用する場合	1日につき	42,000円	
	特別展示室を会合、催物等に利用する場合	10,500円			
	第1会議室	昼間		2,000円	
	夜間	2,400円			

	研修施設	第2会議室又は小会議室	昼間	1時間までごとに	1,000円
			夜間		1,200円
		第3会議室	昼間		1,500円
			夜間		1,800円
	店舗		1平方メートルにつき1月		3,160円
	タワー棟				2,700円
緑地附帯駐車場	乗合自動車		1台1回につき1時間までごとに		1,000円

(備考)

(1 省略)

2 小学校に就学するまでの者が 横浜みなと博物館又は帆船日本丸 常設展示室、特別展示室又は資料閲覧室 を利用する場合 (特別展示室を会合、催物等に利用する場合を除く。) の利用料金は、無料とする。

3 特別の企画による展示を行っている期間中に 横浜みなと博物館 常設展示室、特別展示室及び資料閲覧室 を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に 200 円を加算した額とする。

(4、5及び(イ)から(エ)まで省略)

(2) 第12条の許可に係る利用料金

区 分		単 位	利用料金
(省 略)			
催事又は集会 (主)	入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に	別表第3大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設	60円

<p><u>として飲食物の提供をする</u></p>	<p>参加する者から徴収する場合</p>	<p>別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設</p>		<p>20円</p>
<p><u>場合を除く。）の開催その他これに類する行為</u></p>	<p>入場料その他これに類するものを当該催事、集会等に参加する者から徴収しない場合</p>	<p>別表第 3 大さん橋の項、臨港パーク関連施設の項、日本丸メモリアルパークの項及び八景島の項に掲げる港湾施設</p>		<p>15円</p>
		<p>別表第 3 横浜港シンボルタワーの項及び海づり関連施設の項に掲げる港湾施設</p>	<p>1 平方メートルにつき 1 日</p>	<p>10円</p>
<p><u>催事又は集会（主として飲食物の提供をする場合に限る。）の開催その他これに類する行為</u></p>	<p>別表第 3 日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設</p>		<p>160円</p>	

(3) 利用料金の端数計算等

(ア省略)

イ 利用料金の額を算出する基礎となる船舶の総トン数に 1 トン未満の端数がある場合の計算は、その端数のトン数を切り

捨てて行うものとする。

ウ (本文省略)

エ ウ ア からウまで及びイの計算により 1 件又は 1 口 500 円未満の場合の利用料金の額は、500 円とする。ただし、第 1 号イ(ア)の表に定める大さん橋国際客船ターミナルの第 1 ホール又は第 2 ホール及び旅客施設附帯駐車場、同号ウ(ア)の表に定める日本丸メモリアルパークの展示施設、同号ウ(イ)及び(ロ)に定める臨港パーク及び横浜港シンボルタワー並びに同号ウ(エ)に定める海づり関連施設の利用料金については、この限りでない。

オ (本文省略)

別表第 6 (第 32 条)

(1) 港湾運営会社に貸し付ける場合の貸付料
貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
<u>係留施設</u>	<u>岸壁</u>	<u>1 月につき</u>	<u>3,390,000 円</u>
(省 略)			

(2) 指定会社に貸し付ける場合の貸付料

区 分		単 位	貸 付 料
係留施設	岸壁(自動車ターミナル用地と一体として使用するものに限る。)	1 月につき	3,390,000 円
荷さばき施設	自動車ターミナル用地	1 平方メートルにつき 1 月	70 円

(3) (本文省略)

(2)